

【最新調査:持ち家世帯の「災害、生活への備えに関する実態」】 全国的に早い梅雨入り、大雨に警戒が必要も… 「災害への備えは十分」と回答したのはわずか1%!

—食料品の備蓄はしても、生活再建のための保険や貯蓄は後回し—
—近隣トラブルが起きても「何もしない」が約5割、取り返しのつかない事態も—

株式会社ジュピターテレコム(J:COM、本社:東京都千代田区、代表取締役社長:石川 雄三)のグループ会社であるジェイコム少額短期保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:寺嶋 博礼、以下「ジェイコム少額短期保険」)は、2021年4月30日(金)~5月6日(木)の7日間、ミドル世代(30~40代、男女523名)の持ち家世帯を対象に「災害、生活への備えに関する実態調査」を実施しました。

「災害大国」といわれる日本は、地形・地質・気象等の特性により、海外に比べ、自然災害が発生しやすい国土と言われ、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月の台風15号(千葉県を中心に甚大な被害)、2020年7月の豪雨(熊本豪雨)など、近年、特に台風や集中豪雨など風水災が非常に多く発生しており、戸建てだけでなく、排水溝やマンホールからの浸水、逆流によりマンション世帯も被害に遭っています。さらに2021年は、全国的に梅雨入りが早く、たびたびの大雨に見舞われた九州は特に雨量が多く、平年の4倍近くに達した所もあり、日本気象協会からは「梅雨末期(7月後半)の大雨に警戒が必要」という予報が出されるなど、備えが非常に重要です。また自然災害だけでなく、コロナ禍による在宅時間増の影響で「近隣トラブル」が増加するなど、日常生活にもリスクが潜んでいます。

本調査は、「簡単に引っ越しができない」という持ち家世帯が生活の中で直面するさまざまなトラブルへの「備え」の重要性を再認識するきっかけとしていただくことを目的に実施いたしました。調査の結果に対し、備え・防災アドバイザーの高荷智也さんから防災に対する意識や対策、保険加入の重要性を解説いただきました。

【調査結果ピックアップ】

- ◆「災害への備えが十分」と回答したのはわずか1%! 全体の5割強が「備えが不十分」と認識
- ◆災害時の備えとして5割を超えたのは「食料、飲料、水の備蓄」のみ、生活再建のための「保険加入」や「貯蓄」をしている人は約2割に留まる
- ◆持ち家世帯の「火災保険」加入率(建物への補償)は全体の約8割に対し、「家財保険」(家財への補償)は未加入&加入を把握していない方が5割以上
- ◆ミドル世代(30~40代)の8割以上が「両親の住宅ローンの支払い状況」を把握するも、自然災害で被害が大きいといわれる「家財」に対する備えは6割以上が「把握していない」
- ◆近隣トラブルが起きても約5割が「何もしない」、分かりやすい相談先が少ない戸建て居住者があきらめる傾向に

<調査概要>

- [調査内容] ミドル世代の持ち家世帯に対する「災害、生活への備えに関する実態調査」
- [調査対象] 30~40代の男女523名 ※以下に該当する方
 - ・ご自身の住居形態が持ち家(戸建、分譲マンション)であること
 - ・また、回答者のご両親(実父・実母)の住居形態が持ち家(戸建、分譲マンション)であること
- [調査期間] 2021年4月30日(金)~5月6日(木)
- [調査エリア] 全国
- [調査方法] インターネット調査(株式会社インテージ「マイティーモニター」利用)



<備え・防災アドバイザー プロフィール>

高荷智也 氏

1982年静岡県三島市生まれ。

備え・防災をテーマとした、講師業・執筆業・コンサル業・メディア出演業などに従事する、フリーの「防災の専門家」。各種自己メディアでも防災情報を積極配信中。

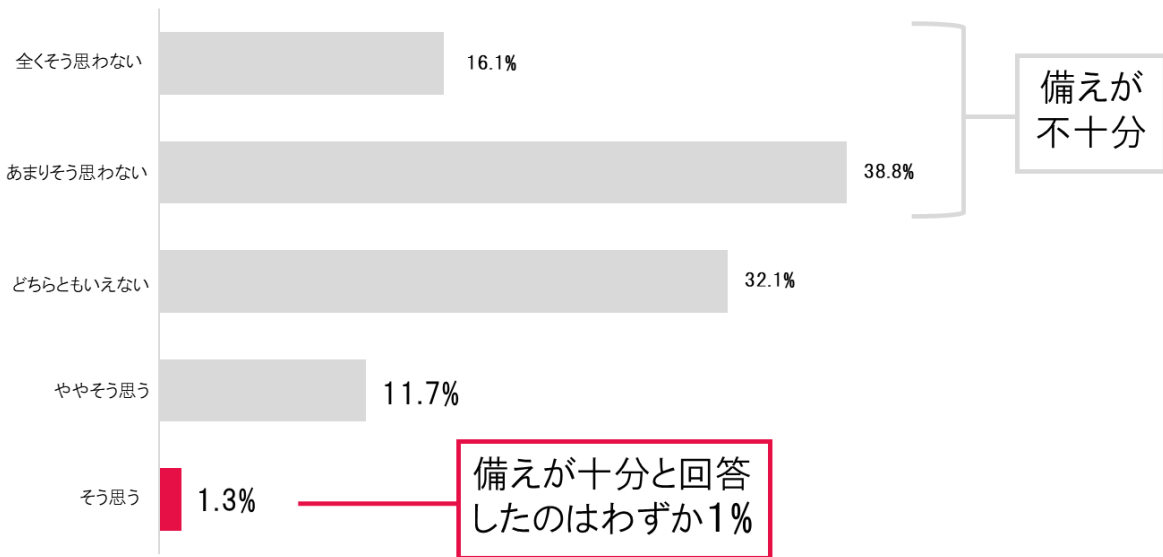


[1: 災害に対するの備えについての認識]

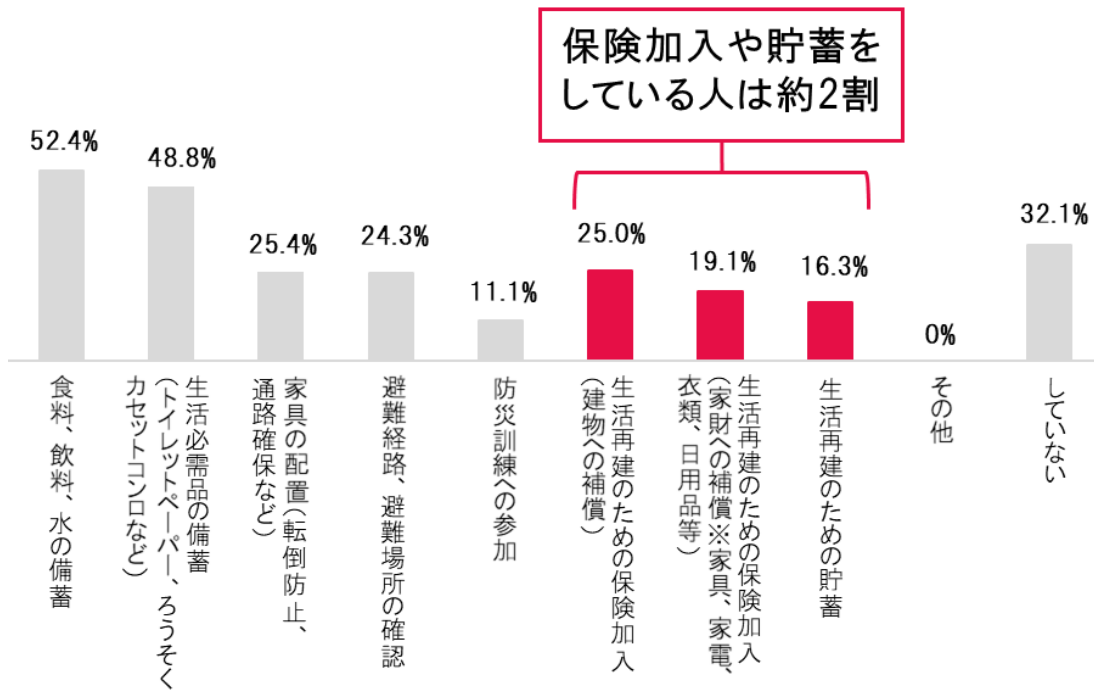
◆「災害への備えが十分」と回答したのはわずか1%！全体の5割強が「備えが不十分」と認識

◆災害時の備えとして5割を超えたのは「食料、飲料、水の備蓄」のみ、生活再建のための「保険加入」や「貯蓄」をしている人は約2割に留まる

災害への備えは十分だと思いますか？（回答者 523 / 単一回答）



災害にあった時の備えとして、実際に対策していることを教えてください（回答者 523 / 複数回答）



「災害への備えが十分か」と聞いたところ、「「そう思う」と回答したのは全体のわずか 1.3%、「あまりそう思わない」(38.8%)、「全くそう思わない」(16.1%)をあわせると、5 割強の方が「災害への備えが十分ではない」と感じていることがわかりました。

また「災害時の備えとして、実際に対策していること」を聞いたところ、5 割を超えたのは「食料、飲料、水の備蓄」(52.4%)のみ、生活再建のための保険加入や貯蓄は、約 2 割に留まりました。

<備え・防災アドバイザー 高荷氏の解説①>

防災は「瞬間」ではなく「ライフスタイル」 優先順位をつけて“楽に”“手を抜いて”継続することが何より大切

防災は重要なことですが、その瞬間だけで完了できる項目ではなく、生涯続ける「ライフスタイルである」と言えます。防災対策にお金と気合いを入れすぎると長続きせず、対策がおろそかになった所に災害がやってきて被害が生じてしまいます。家選び・家具の固定・避難場所の確認などはある程度集中して行うべきですが、防災備蓄などの対策はできるだけ楽をして、自分のペースで無理なく継続することを考えるとよいでしょう。

調査では、多くの方が災害への備えを不十分と考えている結果となっていますが、これはある意味では当然です。防災対策には「ここまで行えば大丈夫」という基準がなく、終わりが見えないため、どれだけ対策を講じても永遠に不十分だと考えてしまいがちなのです。「命を守る環境」を整え、備蓄品は生活の延長で行う「日常備蓄」で実施し、また生活再建への不安を解消するための貯蓄・保険加入といった基本的な項目を実施すれば、災害に対して極端に恐れる必要はなくなります。

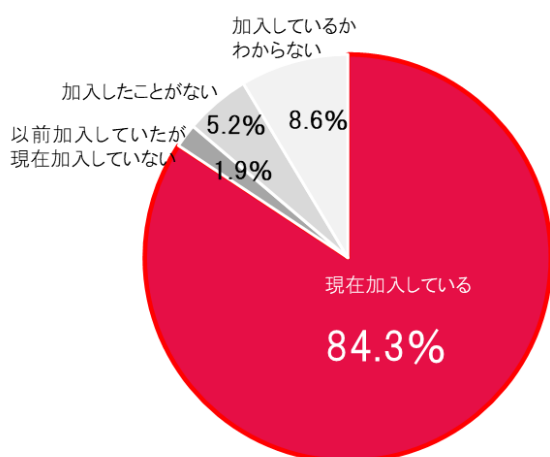
食料備蓄にせよ、保険加入にせよ、防災専用に行うと長続きしないことが多いため、日常でも活用し、災害時「にも」使えるようにしておく…というのがおすすめです。

[2:火災・家財保険に対する認識度、加入実態]

◆「火災保険」に加入している人は全体の約 8 割に対し、「家財保険」は未加入 & 加入を把握していない方が 5 割以上

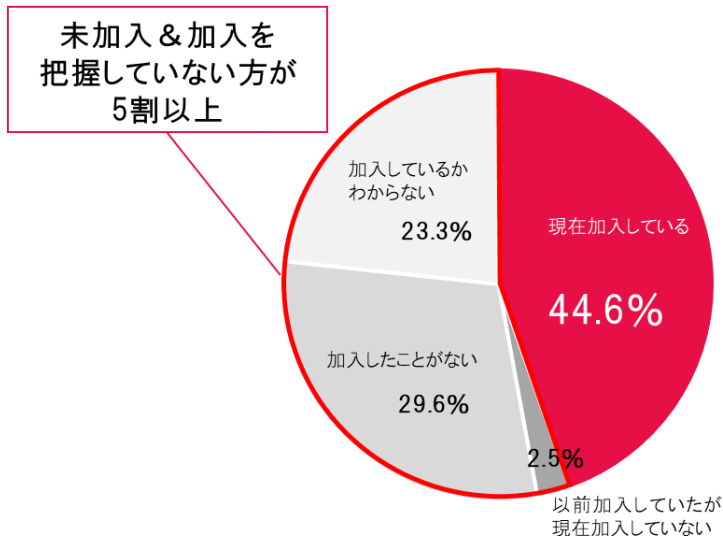
あなたのご家庭では「火災保険」に加入していますか？

(回答者 523 / 単一回答)



あなたのご家庭では「家財保険」に加入していますか？

(回答者 523 / 単一回答)



「火災保険に加入しているか」と聞いたところ、全体の 8 割強(84.3%)が「現在加入している」と回答。一方、「家財保険に加入しているか」を聞いたところ、「加入したことがない(29.6%)、「加入しているかわからない(23.3%)」と全体の 5 割以上が未加入もしくは加入状況を把握していないということがわかりました。

金融機関で住宅ローンを契約する際、火災保険への加入を勧められることが多いため、持ち家世帯の「建物」に対する火災保険加入率は非常に高い一方、「家財」を火災保険の補償対象に含めていない方も少なくないといった状況が、今回の調査で浮き彫りになりました。

※1 火災保険とは、火災、風災、水災などの自然災害などの事故が原因で、建物が受けた損害を補償する保険です。
 ※2 家財保険とは、火災、風災、水災などの自然災害などの事故が原因で、家財が受けた損害を補償する保険です。

<備え・防災アドバイザー 高荷氏の解説②>

「火災保険」は火災だけでなく、自然災害への備えにも有効！
「生活再建は保険で」と考えているなら、「建物」だけの補償では足りない

「火災保険」は文字通り、火災が発生した際に役立つ保険です。最新の消防白書によれば、2019年(令和元年)の住宅火災件数は10,058件となっており、この火災被害にあった方は、「火災保険が役立つ」ということになりませんが、身の回りで起きるトラブルは、火災だけではありません。「火災保険」は、「火災」だけでなく、「風水害」などの自然災害に対しても有効な事前対策です。

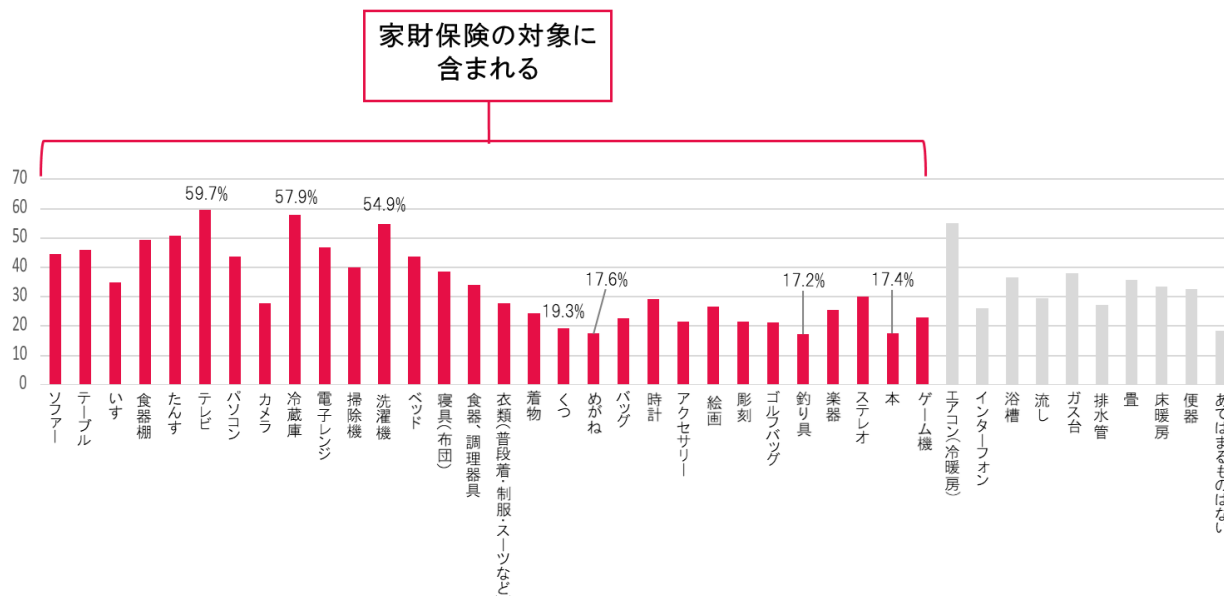
近年では、大規模な風水害が相次いでおり、一般社団法人日本損害保険協会の調査では、2018年の西日本豪雨、台風21号、24号では計132万件、2019年の台風15号、19号では計67万件が、火災保険から保険金支払いが行われています。「命を守った後」に備える策のひとつとして、検討をすべき選択肢と言えます。

災害の規模や種類によっては、建物だけでなく家財にも大きな被害が生じます。「火災保険に加入しているから大丈夫」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、「火災保険」=「家財」も補償されるとは限らないので、補償される範囲を正しく把握しましょう。

[3: 補償される「家財」の範囲]

◆「家財」に含まれるものとして「家具」「家電」が上位に。「くつ」「めがね」「本」「釣り具」など身の回り品や趣味・娯楽用品の認知は2割未満

以下のうち、一般的に家財保険の対象に含まれるものはどれだと思いますか？
 あてはまるものをすべてお選びください（回答者523／複数回答）



「家財保険の対象に含まれるものはどれか」と聞いたところ、「テレビ」(59.7%)、「冷蔵庫」(57.9%)、「洗濯機」(54.9%)などの家具、家電が上位にくる一方、「くつ」(19.3%)、「めがね」(17.6%)、「本」(17.4%)、「釣り具」(17.2%)などの身の回り品、趣味・娯楽用品は2割未満と回答。

「火災保険」「家財保険」で補償となる「家財」の範囲は、「生活用動産」といわれており、一般的に「家の中で動かせるもの」は補償の対象になるため、衣類、身の回り品(靴、バッグ、アクセサリ、腕時計など)、寝具(ベッド、布団、まくらなど)、台所用品(食器、調理器具など)はもちろん、趣味・娯楽用品(釣り具、ゴルフ用品、楽器、ゲーム機、本、DVD など)も含まれます。「家財」=「家具、家電」というイメージが浸透し、本来補償されるはずの範囲が正しく認知されていないというも、「家財」に補償をつけない割合が多いことの一因と考えられます。

災害時の生活再建のため、自治体の支援も重要です。災害規模などの適用条件や支給額は自治体によって異なるものの、38 都道府県が独自制度を設けています(内閣府調べ、2021 年 3 月時点)。住宅が壊れた住民に対する支援が中心でしたが、「半壊であっても家財道具などへの被害が大きい」ことから茨城県では半壊世帯に 25 万円を給付する制度を導入しました。また、宮城県は水災・地震保険等の保険(共済)掛金の一部を補助する新制度「水災・地震保険等トライアル補助金」を今年 5 月から開始。内閣府も風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要、かつ既に加入している場合も補償対象や内容が十分か見直すよう発信しており、自治体の支援はもちろん、保険をうまく活用して「備えていくこと」が重要であるとわかります。

<備え・防災アドバイザー 高荷氏の解説③>

家財は少しずつ購入するため、気づくと積み重ねで膨大な金額になっている

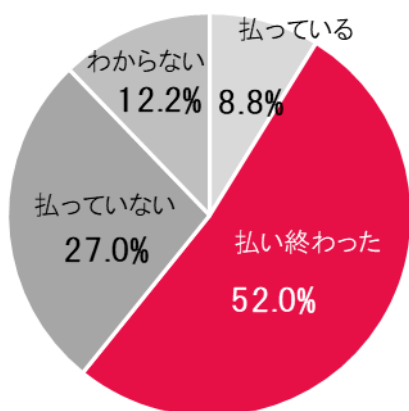
住宅の購入は「生涯 1 度」のイベントなので、住宅購入にかかった金額は、おおむね把握されています。しかし、家具・家電・衣類・その他生活に必要な家財全般は、少しずつ購入をしたり、入れ替えたりするものなので、「ご自身どれぐらいの家財をもっているか」の全容を把握できている方は、少ないのが実状です。しかし、自宅が火災に見舞われたり、大規模な風水害の直撃を受けたりした場合は、建物だけでなく、これらの家財も全て失う可能性があります。

生活再建のための計画を立てる際、建物だけではなく、家財の再調達にどのぐらいの費用がかかるのかを把握しておくことが重要です。その際、保険において「家財」として補償される範囲を正しく知っておく必要があります。「家の中で動かせるもの」(生活用動産)という観点で、家財の再調達(再購入)費用を計算してみると、かなりゾッとする金額になることが多いです。生活再建＝保険を使うことを考えているのであれば、建物だけでなく、家財にも補償をつけることを検討するのがよいでしょう。

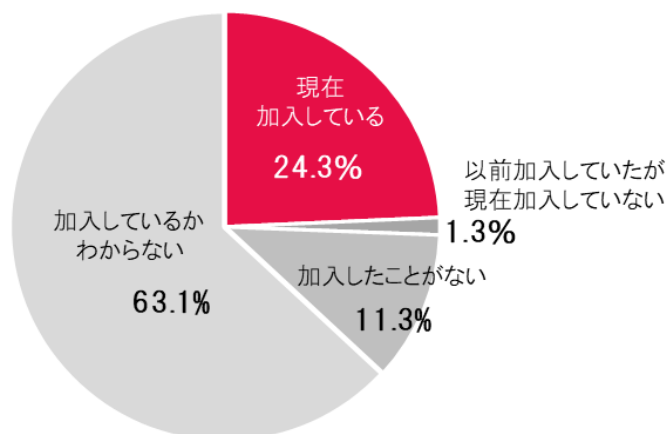
[4:ご両親の住宅ローンの実態と住宅ローンと保険の関係性について]

◆8割以上が「両親の住宅ローンの支払い状況」を把握するも、「家財」への備えは6割以上が「把握していない」

あなたのご両親のお家では、現在住宅ローンを支払っていますか？(回答者 523/単一回答)



あなたのご両親は、家財保険に加入していますか？(回答者 523/単一回答)



「ご両親は現在、住宅ローンを払っているか」と聞いたところ、8割以上(87.8%)の人が把握している一方、「ご両親は現在、家財保険に加入しているか」については6割以上(63.1%)が知らないという結果になりました。

<備え・防災アドバイザー 高荷氏の解説④>

「命を守ること」に加え、「お金のこと」も家族で話し合うことが重要

災害時に把握しておくべき項目は、まず第一に安否ではありますが、命が助かった次には、生活再建が必要になります。しかし、自宅や家財が大きな被害を受けている場合は、経済的な負担が大きくなります。建物および家財の再調達にどの程度の金額が必要か、それをまかなうための貯蓄や保険の状況がどうなっているのか、両親または子どもの住宅ローンや保険の状況を把握しておくことは、災害時の経済的な負担への備えとしても重要になります。

大規模災害の頻発で火災保険の最長期間は短くなる傾向、まもなく5年に短縮見通し

火災保険の契約期間は、2015年(平成27年)に従来の最大36年から10年に短縮されましたが、2022年度(令和4年度)にもさらに短縮されて、最長5年になるとの報道もあります。近年、国内で大規模な自然災害が頻発していることを受け、火災保険料などを定期的に改定する必要があることも理由のひとつですが、改めて日本が自然災害大国であることを認識しなければなりません。

住宅ローンについては、完済まで自動的に支払いが続きますが、火災保険、家財保険の契約期間については、住宅ローンとイコールではない場合があることをまずは知らなければなりません。特に近年は契約期間が短くなっているため、注意が必要です。保険が切れているタイミングで被災した場合、それが自分の意思であれば貯蓄などで補うことができますが、意図しないものであった場合は生活再建に大きな影響をもたらすこととなりますので、改めて自らの保険期間の確認、再加入や定期的な見直しが重要です。

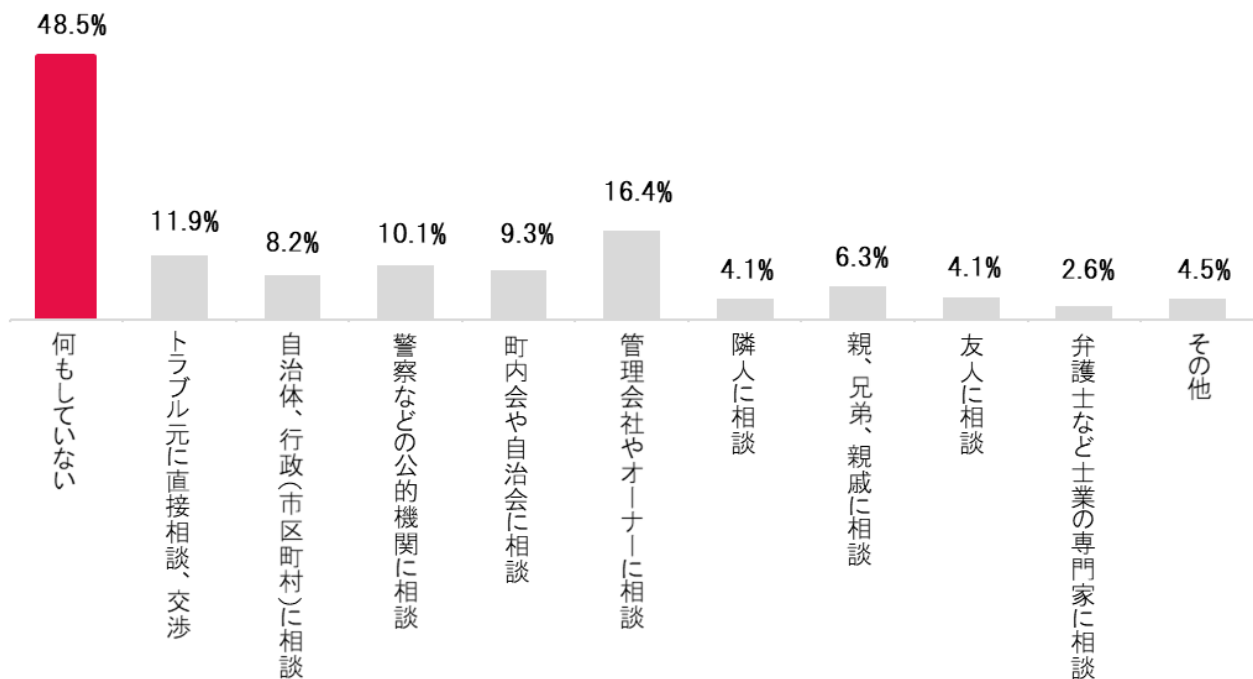
[5:近隣トラブルについての状況]

非常時(災害)への備えはもちろん重要ですが、日常生活の中にもトラブルの火種が存在します。コロナ禍による在宅時間増の影響で増えていると言われる「近隣トラブル」についても、調査を実施しました。

◆近隣トラブルが起きても「何もしていない」人が約5割(48.5%)

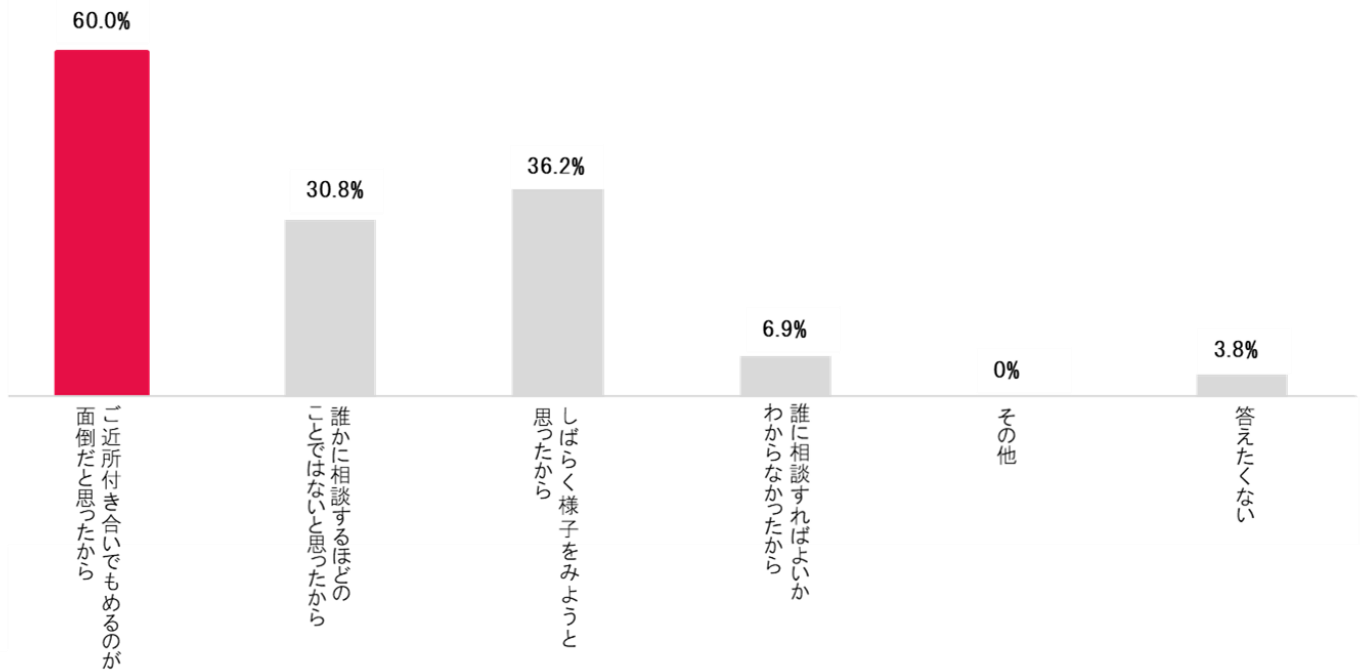
近隣とのトラブルが起きた際、あなたが取った行動で当てはまるものをお選びください

(回答者 268 / 複数回答)



「何もしていない」と回答した方にお聞きます。何もなかった理由を思いつく範囲でご記載ください

(回答者 130 / 複数回答)



「近隣トラブルが起きた際、あなたが取った行動は」と聞いたところ、全体の約 5 割(48.5%)が「何もしていない」と回答。その理由を尋ねると、「ご近所付き合いでもめるのが面倒だと思ったから」が最も多く 6 割(60.0%)、次いで「しばらく様子をみようと思ったから」が 36.2%という結果となりました。

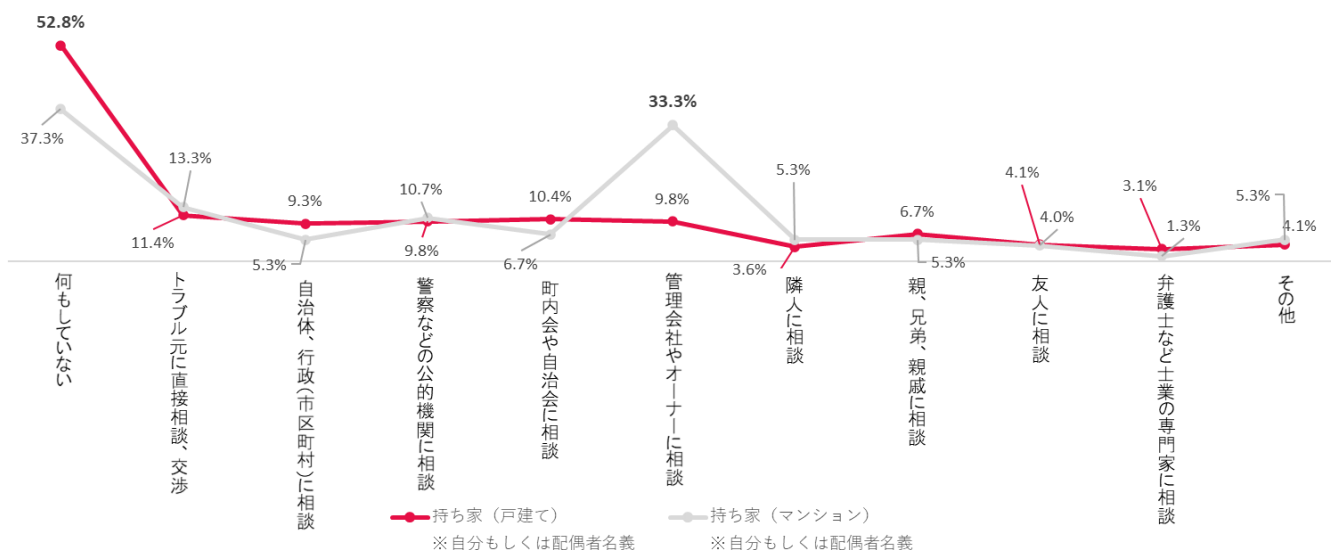
近隣トラブルは「人口密度の高い都市部の問題」というイメージがありますが、今回の調査結果では、「近隣トラブル経験がある」という割合に地域差はなく、どこに住んでいても、自分が当事者になる可能性があると考えられます。

◆近隣トラブル時、マンション居住者の約 3 割は「管理会社やオーナーに相談」するも、戸建て居住者は相談先の選択肢が少ない

【戸建て居住者】と【マンション居住者】別

近隣でのトラブルが起きた際、あなたが取った行動で当てはまるものをお選びください

(回答者 268 / 複数回答)



「近隣トラブル時の相談先」を聞いたところ、マンション居住者の約 3 割(33.3%)が「管理会社やオーナーに相談」と回答した一方、戸建て居住者は、「何もしていない」が 5 割強(52.8%)、「トラブル元に直接相談、交渉」が約 1 割(11.4%)と、管理会社やオーナーなどの分かりやすい相談先がないことから、解決をあきらめるか、直接対決するしかないといったように選択肢が少ないことがわかります。

前述の通り、コロナ禍による在宅時間増で近隣住民とのトラブルは増加傾向にあります。ご近所付き合いの複雑化を避けるため、解決に消極的となり、暴力沙汰や刑事事件など、結果的に取り返しのつかない状態に発展するケースも起きています。自由回答で「コロナ前と現在でご近所付き合いに変化はありましたか」と聞いたところ、「会話をする機会が減った」、「お互いの家を行き来することがなくなった」といった関係の希薄化、「騒音や近所の人話し声が気になるようになった」、「他の人のことなんて親切にできない」といった近隣トラブルの火種になりそうな内容もありました。

近隣トラブル発生時には、当事者同士では、なかなか話し合いがスムーズに進まないこともあるため、弁護士などの専門家に対応を依頼することが有効です。戸建て居住者の相談先の少なさはもちろん心配ですが、マンション居住者も分譲賃貸世帯とのトラブル発生を懸念する声も多く、戸建てでもマンションも、日常生活において、持ち家世帯の「簡単に引っ越しができない」というリスクへの十分な備えが必要です。

<備え・防災アドバイザー 高荷氏の解説⑤>

防災対策に終わりはない

日本は世界でも有数の自然災害大国であり、誰もが突然、被災者になる可能性を秘めた国です。災害は来るかどうかではなく、いつ来るのかという意識が重要となります。しかし、次に生じる災害がどのようなもので、わが家にどのくらいの被害をもたらすのかは予測ができません。防災対策はどこまでも終わりがなく、お金も手間も無限にかけ続けることができてしまいます。結果、最初ががんばって取り組んでいた対策もどこかで息切れし、そしてその瞬間、自然現象が災害となり私たちに襲いかかることとなります。「自然現象はいつでも生じているが、防災を忘れた瞬間、それが災害になる」ということなのです。

「どのくらい備えるか」ではなく、「どのくらいなら備えられるか」がポイント

命を守るための準備はある程度気合いを入れて行う必要がありますが、生活を守るための準備には終わりがありません。「どのくらい備えるか」を決めるのではなく、「どのくらいなら備えられるか」という、自分のできる範囲で防災備蓄などに取り組むことが重要です。

保険を上手く活用し、災害対策費を固定化させる

生活再建は、ある程度、お金で解決できる

そして命さえ守ることができれば、生活再建はある程度お金で解決することができます。しかし前述の通り、災害でどの程度の被害が生じるかを事前に想定することは困難です。いくら貯金があれば大丈夫か、というのは想定が難しいのです。このような場合、保険を上手く活用することで、災害に対する月額費用を固定化させることができるようになります。手元資金や預貯金に乏しい家庭ほど、月々の防災費用を見える化できる保険の活用が有効だと言えるでしょう。

なお、防災対策は、できるだけ「防災専用」ではなく、「防災にも使える」備えをすることが長続きのポイントです。「持ち家あんしん保険」は、自然災害だけでなく近隣トラブルへの備え、さらに水まわり、鍵、ガラスといった日常生活での“困った”にも広く対応することができるため、「防災にも使える」備えとして、活用が期待できる保険と言えます。

【参考：持ち家あんしん保険】 <https://www.jcom-ssi.co.jp/>

ジェイコム少額短期保険株式会社では、2021年6月1日より、急増する自然災害や近隣トラブル※に備える補償とサービスを組み合わせた「持ち家あんしん保険」の販売を開始いたしました。「持ち家あんしん保険」とは、火災、風災、水災などの自然災害や盗難などの事故が原因で、お客さまの家財(家具、家電、寝具、衣類、趣味・嗜好品、日用品等)が損害を受けた際に再調達するための費用及び近隣トラブルの対応・解決のための法律相談費用や弁護士費用を補償する保険です。

※ 被保険者の私生活において生じた近隣トラブル

<商品概要:「持ち家あんしん保険」>

商品名	持ち家あんしん保険
販売開始日	2021年6月1日(火)
お申込みいただける方	成人している個人 ※J:COM サービスの加入・未加入を問わず、ご契約可能
対象となる住宅	日本国内の持ち家* *記名被保険者(保険証券に記載する補償の対象となる方)または記名被保険者の親族が所有(いわゆる「持ち家」)し、かつ、記名被保険者が日本国内で居住する住宅
月額保険料	700円～1,200円 ※下記補償プラン参照
主な保険金の種類 及びお支払いする事由	<p>◆家財損害保険金</p> <p>以下の事故によって家財に損害が生じた場合</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災、雪災 ⑤対象住宅外部からの物体の落下、飛来等 ⑥給排水設備の事故、対象住宅以外の事故による水漏れ ⑦騒じょう、集団行動による暴力行為、破壊行為 ⑧水災による床上浸水等 ⑨盗難</p> <p>◆近隣トラブル法律相談・弁護士費用保険金</p> <p>以下の近隣トラブルを解決するために法律相談費用・弁護士費用が生じた場合</p> <p>①ゴミ、廃棄物等の投棄 ②騒音、振動、日照、通気、景観、電波障害または異臭・悪臭等 ③動物もしくは植物の飼育または一時的な持込み ④対象住宅の隣地からの樹木の越境または物の放置(いわゆる境界問題を除く) ⑤自動車、原動機付自転車または自転車等の車両の所有、使用、管理または駐車・駐輪 ⑥道路または共用部の使用 ⑦空き家問題 ⑧誹謗中傷、風評被害、いじめまたはいやがらせ行為 (インターネットを通じて行われた場合を除く) ⑨認知症に起因するひとり歩き ⑩のぞき、盗撮、盗聴、住居侵入等またはストーカー行為等 (他人の行為によって被保険者が被害を被った場合に限る)</p>
Web サイト	https://www.jcom-ssi.co.jp/

◆補償プラン

補償プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
月額保険料	700円	980円	1,200円	
保険金額	家財	300万円	500万円	700万円
	付帯費用	[保険金の種類] 支払限度(1事故につき)		
		[臨時費用保険金]	家財保険金額の20%または100万円のいずれか低い額	
		[残存物取片づけ費用保険金]	家財保険金額の10%	
[臨時宿泊費用保険金]		20万円かつ、1泊につき3万円		
	[蜂・鳥の巣駆除費用保険金]	3万円(1保険期間中:3事故まで)		
	[ストーカー対策費用保険金]	30万円		
近隣トラブル	[近隣トラブル法律相談費用] 1事故:3万円(1保険期間中:2事故まで)			
	[近隣トラブル弁護士費用] 1事故:50万円 (1保険期間中:2事故まで)	[近隣トラブル弁護士費用] 1事故:100万円 (1保険期間中:2事故まで)	[近隣トラブル弁護士費用] 1事故:150万円 (1保険期間中:2事故まで)	
付帯サービス	<p>◆生活救急サービス</p> <p>*水まわりや鍵、ガラスのトラブル等の緊急かけつけ(24時間、365日受付) *ハウスクリーニングや家事代行を行う「総合生活サポートサービス」を優待価格で利用可</p>			

【少額短期保険業とは】

2006年4月の改正保険業法の施行により導入された、保険業のうち一定の事業規模の範囲内において、引受を行う事業。保険金額が少額(上限1,000万円)、保険期間が短期(生命保険、医療保険などの第一分野、第三分野は1年以内、損害保険の第二分野は2年以内)の保険で、生活に密着したニッチな商品が多いことも特徴。通称「ミニ保険」。

[参考] 少額短期保険業界概況(2020年3月末日時点、「一般社団法人日本少額短期保険協会」調べ)
保有契約件数 883 万件、収入保険料 1,074 億円、事業者数 103 社

ジュピターテレコムについて <http://www.jcom.co.jp/>

株式会社ジュピターテレコム(本社:東京都千代田区)は、1995年に設立された国内最大手のケーブルテレビ事業・番組供給事業統括運営会社です。ケーブルテレビ事業は、札幌、仙台、関東、関西、九州・山口エリアの11社66局を通じて約556万世帯のお客さまにケーブルテレビ、高速インターネット接続、電話、モバイル、電力、ホームIoT等のサービスを提供しています。ホームパス世帯(敷設工事が済み、いつでも加入いただける世帯)は約2,183万世帯です。番組供給事業においては、16の専門チャンネルに出資及び運営を行い、ケーブルテレビ、衛星放送、IPマルチキャスト放送等への番組供給を中心としたコンテンツ事業を統括しています。

※世帯数は2021年3月末現在の数字です。